



4月号

〒114-0022

北区王子本町1-22-3

TEL 03-5948-5341

FAX 03-5948-5653

### 《足立荒川労働基準協会支部からのお知らせ》

#### 支部行事のご案内

##### 『令和5年度 支部幹事会』

開催日時：令和5年4月19日（水） 15：30～

開催場所：シアター千住 講義室

##### 『令和5年度 支部会員総会』

開催日時：令和5年5月25日（木） 15：00～

開催場所：シアター千住 講義室

※会場予約時点において、使用施設が新型コロナウイルス感染症予防対策継続中であったことから、総会後の懇親会は残念ですが中止とさせていただきます。

※ご案内・ご出欠票につきましては、年会費のご案内と併せて4月3日付け送付いたしました。

#### 講習会等のご案内

##### 『令和5年度 雇入れ時安全衛生教育講習会』（労働安全衛生法第59条関連）

●会場とオンラインのハイブリッド方式で開催いたします。

《新規採用者対象》～ビジネスマナー講習も同時に行います～

開催日時：令和5年4月17日（月） 13：00～16：50

講習内容：新入社員の心構え・安全衛生法の概要・仕事と安全・健康とのつながり等  
ビジネスマナーの基本（正しい挨拶の仕方・電話対応等）

《中途採用者・再雇用者等経験者対象》

開催日時：令和5年4月20日（木） 13：00～16：40

講習内容：安全衛生法の概要・仕事と安全・健康とのつながり等  
高齢者の労働災害防止のポイント等

開催場所：（両日とも）：中労基協ビル4階 千代田区二番町9-8

参加費：（両日とも）：会員：4,000円 一般：6,000円

※当支部ホームページよりご案内・お申込書がダウンロードできます。

##### 『令和5年度 熱中症予防セミナー』～暑さが本格化する前に対策準備をしましょう～

開催日時 第1回 令和5年4月26日（水）

第2回 令和5年5月23日（火）

・第1回、第2回ともに13時00分～17時00分（12時30分開場）

会場 東京都東職業能力開発センター 1階 実習室 足立区綾瀬5-6-1

内容 ①熱中症の症状 ②熱中症の予防方法 ③緊急時の救急処置 ④熱中症の事例  
講師 労働衛生コンサルタント 椎野恭司氏

定員 50名

参加費 会員：5,200円 一般：7,200円 ※テキスト・資料・税込

締切り日 第1回：4月10日（月） 第2回：5月8日（月）

※ご案内・お申込書は当支部ホームページよりダウンロードできます。また、Web申し込みも可能です。

##### 『令和5年度 全国安全週間説明会』※無料です。

開催日時：令和5年6月5日（月） 13：30（予定）～16：30

開催場所：足立勤労福祉会館 第一ホール 足立区綾瀬1-34-7

定員：80名

※ご案内・お申込書を同封いたしました。

##### 『危険予知訓練研修会』

開催日時：令和5年6月28日（水） 9：30～16：40

開催場所：東京都東職業能力開発センター（足立区綾瀬5-6-1）

受講料：会員 8,500円 一般：11,000円

※ご案内・お申込書を同封いたしました。

## 職長等に対する安全衛生教育の対象業種が拡大されます！

～令和5年4月1日から～

労働安全衛生法第60条の規定により、事業者は、その事業場の業種が労働安全衛生法施行令第19条（職長等の教育を行うべき業種）で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないとされています。

令和5年4月1日から、職長等に対する安全衛生教育が必要となる製造業種の中で、これまで対象外とされていた以下の業種が追加され、職長教育の実施が必要となります。

● 食料品製造業※

● 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

※「うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業」については、従前から職長教育の対象業種となっており、本改正により、全ての食料品製造業（日本標準産業分類の「中分類 09-食料品製造業」に該当する業種）が職長教育の対象となります。

※ただし、清涼飲料、酒類、茶、コーヒー、氷、たばこ、飼料、有機質肥料を製造する事業所は、中分類 10-飲料・たばこ・飼料製造業に分類され、また、主として家庭又は個人消費者に直接販売するための製造を行う事業所及び販売を主とする事業所が販売に直接附随する行為として、その取り扱う商品に簡単な処理を施す場合は、大分類 I-卸売業、小売業に分類されます。【日本標準産業分類(平成25年[2013年]10月改定)より引用】

【職長とは？】

「作業中の労働者を直接指導又は監督する者」とされています（労働安全衛生法第60条）。職長とは事業場によって、監督、班長、リーダー、作業長など、さまざまな名称で呼ばれておりますが、名称のいかんを問わず、仕事を行う上で、自社の労働者を現場で指導、監督する人のことをいいます。

※当支部におきましても、上野・王子支部共催で職長教育に係る安全衛生教育講習会（有料）を令和5年7月5日～6日（2日間）に王子工業会館（北区王子本町1-22-3）にて開催いたしますのでぜひご参加ください。（詳細・ご案内は来月号にてご案内いたします。）

## 令和5年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」が実施されます

～暑さ指数（WBGT）の把握、労働衛生教育の実施、発症時・緊急時の措置を徹底～

厚生労働省は、職場における熱中症※1予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

● 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」概要

厚生労働省は、労働災害防止団体などと連携し、事業場への熱中症予防に関する周知・啓発を行う他、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを運営します。

また、周知、啓発に当たっては、[1]暑さ指数（WBGT）※2の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、[2]作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、[3]衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知すること、について重点的に呼びかけます。

● 「令和4年職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）」

令和4年の速報値では、死亡を含む休業4日以上死傷者数は805人、うち死亡者数は28人となっています。業種別にみると、死傷者数については、全体の約4割が建設業と製造業で発生しています。また、死亡者数は、建設業、警備業の順に多く、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていませんでした。また、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、熱中症発症時・緊急時の措置が適切になされていませんでした。

※1 熱中症とは

高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称。めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分不快・吐き気・嘔吐（おうと）・倦怠（けんたい）感・虚脱感、意識障害・痙攣（けいれん）・手足の運動障害、高体温などの症状が現れる。

※2 暑さ指数（WBGT）とは

気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数。

◆当支部ホームページより令和5年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱がご覧いただけますのでご活用ください。

## メンタルヘルス対策自主点検実施結果について

～ストレスチェック結果を集团分析し、その結果を活用した事業場の割合が 76.3%に～  
東京労働局（局長 辻田 博）は、職場におけるメンタルヘルス対策の自主的な取組を促すため、「メンタルヘルス対策自主点検」を実施し、このほどその結果を取りまとめ、3月6日付け以下の通り公表しました。

自主点検は、東京労働局管内の事業場のうち、常時使用する労働者 50 人以上の事業場から無作為抽出した 3,530 事業場を対象とし、1,800 事業場から有効な回答を得ました（回答率 51.0%）。

### 【メンタルヘルス対策自主点検結果のポイント】

#### 1 メンタルヘルス対策の取組状況

- (1) 事業主がメンタルヘルス対策の推進を表明している事業場の割合は 73.6%（昨年度 75.2%）
- (2) 「心の健康づくり計画」を策定している事業場の割合は 48.4%（昨年度 47.9%）
- (3) ストレスチェック結果の集团分析を行っている事業場の割合は 90.2%（昨年度 90.7%）
- (4) 集团分析結果を勘案して心理的負担軽減措置を講じている事業場の割合は 76.3%（昨年度 75.4%）

#### 2 事業場内推進体制とメンタルヘルス対策

- (1) 事業場内でメンタルヘルス対策推進体制を整備している事業場はこれら体制が確立していない事業場に比べ大きく取組が進んでいる。
- (2) 「心の健康づくり計画」を策定している事業場は、同計画を策定していない事業所に比べ心理的負担軽減措置を講じている割合が 7.3 ポイント高い。

### 【今後の取り組み】

ストレスチェック制度の実施の徹底を図るため、引き続き集团指導、個別指導を実施するとともに、ストレスチェック結果の集团分析及びこれを活用した職場環境改善の取組をさらに促進するため、引き続き集团指導・情報提供などを行ってまいります。

## 「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和 4 年 1 0 月末現在）

～外国人労働者数は約 182 万人。過去最高を更新。～

厚生労働省はこのほど、令和 4 年 1 0 月末現在の外国人雇用についての届出状況を取りまとめました。

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、数値は令和 4 年 1 0 月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

### 届出状況のポイント

- 外国人労働者数は 1,822,725 人で、前年比 95,504 人増加し、届出が義務化された平成 19 年以降、過去最高を更新し、対前年増加率は 5.5 %と、前年の 0.2 %から 5.3 ポイントの増加。
- 外国人を雇用する事業所数は 298,790 所で、前年比 13,710 所増加し、届出義務化以降、過去最高を更新したが、対前年増加率は 4.8 %と、前年の 6.7 %から 1.9 ポイントの減少。
- 国籍別では、ベトナムが最も多く 462,384 人（外国人労働者数全体の 25.4%）。次いで中国 385,848 人（同 21.2%）、フィリピン 206,050 人（同 11.3%）の順。
- 在留資格別では、「専門的・技術的分野の在留資格」が 479,949 人で、前年比 85,440 人（21.7%）増加、「特定活動」が 73,363 人で、前年比 7,435 人（11.3%）増加、「身分に基づく在留資格」が 595,207 人で、前年比 14,879 人（2.6%）増加。一方、「技能実習」は 343,254 人で、前年比 8,534 人（2.4%）減少、「資格外活動」のうち「留学」は 258,636 人で、前年比 8,958 人（3.3%）の減少。

◇当支部ホームページより届出の概要等についてリンクできますのでご利用ください。

# 令和5年度雇用保険料率のご案内

◆ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。）。
- ・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

## <令和5年度の雇用保険料率>

（赤字は変更部分）

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業		<b>6/1,000</b>	<b>9.5/1,000</b>	6/1,000	<b>15.5/1,000</b>
(令和4年10月～)		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業		<b>7/1,000</b>	<b>10.5/1,000</b>	7/1,000	<b>17.5/1,000</b>
(令和4年10月～)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	15.5/1,000
建設の事業		<b>7/1,000</b>	<b>11.5/1,000</b>	7/1,000	<b>18.5/1,000</b>
(令和4年10月～)		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	16.5/1,000

（枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率）

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

